

時事新報

明治十八年六月三十日
(西暦一千八百八十五年)

第千八號
火曜日休刊

公報

東京

○太政官達第三十二號

陸軍制中下士(憲兵下士)及上等兵正友農

捕軍左の攝政正使御此旨相應候事

銀瀬定色(正衣袖章圖略)

明治十八年六月廿九日 太政大臣 公爵三條實美

陸軍制甲第三十二號(前號ノ續)第四十一條 近

新潟縣大佐等ヲ陸軍正友農之申請書合意

計費ヲ調査セシメ然ル後工事ニ就カシム但事急甚チ要

スル方リテハ直ニ起工ノ命ヲ下スアル可シ〇第四

十二條 挑理前條調査ノ命ヲ受レハ工役若ハ上等監

護ニ命シ其地ニ就ニ圖面並ニ仕法業許費業ヲ作ラシメ

之ニ陸軍制ニ至シ許可ヲ得テ工役長ニ命シ起工セシム

ルヲ例トス〇第四十三條 凡ソ工役中挑理ハ一週ニ一

次期挑理ハ一週ニ二次必ス工場ヲ巡視シ作業ノ精良及

・舊底材等物品其他會計上等百般人物件々之ヲ點

・檢査・法・通・文・不・良・事・ハ・速・ニ・矯・正・セ・シ・ム・可・シ

・但往復五里以上ノ巡視ハ此限ニアラス〇第四十四條

・陸軍制ハ一週ニ二次必ス工場ヲ巡視シ作業ノ精良及

・舊底材等物品其他會計上等百般人物件々之ヲ點

・檢査・法・通・文・不・良・事・ハ・速・ニ・矯・正・セ・シ・ム・可・シ

・但往復五里以上ノ巡視ハ此限ニアラス〇第四十五條

・陸軍制ハ一週ニ二次必ス工場ヲ巡視シ作業ノ精良及

・舊底材等物品其他會計上等百般人物件々之ヲ點

・檢査・法・通・文・不・良・事・ハ・速・ニ・矯・正・セ・シ・ム・可・シ

・但往復五里以上ノ巡視ハ此限ニアラス〇第四十六

・陸軍制ハ一週ニ二次必ス工場ヲ巡視シ作業ノ精良及

・舊底材等物品其他會計上等百般人物件々之ヲ點

・檢査・法・通・文・不・良・事・ハ・速・ニ・矯・正・セ・シ・ム・可・シ

・但往復五里以上ノ巡視ハ此限ニアラス〇第四十七條

・陸軍制ハ一週ニ二次必ス工場ヲ巡視シ作業ノ精良及

・舊底材等物品其他會計上等百般人物件々之ヲ點

用家屋木石等ノ賣却ハ廣く商人チシテ入札セシメ其取
扱ハ計官及ヒ上等監護ナシテ之ヲ爲シム但其入札ノ
開誠ハ提選ノ前ニ於テノ出張所等ニ在テ之ヲ爲スルハ
ノ監視法ハ材料ノ良否工作ノ方法ヲ精査シ其約定面ト
連携セサルヤ否ナ視察スルニ在テ職工ノ監督ニ至テハ
其ノ任スル所ニアラスト雖トモ極テ巧手ヲ要スルノ所
ニ於テ抽工ヲ用ユル等ノ事ナキ機器ニ受負人ナ督責ス
工役長ノ前ニ於テス〇第五十五條 受負人馬タル工事
ノ監視法ハ材料ノ良否工作ノ方法ヲ精査シ其約定面ト
連携セサルヤ否ナ視察スルニ在テ職工ノ監督ニ至テハ
其ノ任スル所ニアラスト雖トモ極テ巧手ヲ要スルノ所
ニ於テ抽工ヲ用ユル等ノ事ナキ機器ニ受負人ナ督責ス
可シ (工兵方面定員表略ス)

ル可シ〇第五十四條 工事ノ受負材料等ノ買賣及ヒ不

用家屋木石等ノ賣却ハ廣く商人チシテ入札セシメ其取
扱ハ計官及ヒ上等監護ナシテ之ヲ爲シム但其入札ノ
開誠ハ提選ノ前ニ於テノ出張所等ニ在テ之ヲ爲スルハ
ノ監視法ハ材料ノ良否工作ノ方法ヲ精査シ其約定面ト
連携セサルヤ否ナ視察スルニ在テ職工ノ監督ニ至テハ
其ノ任スル所ニアラスト雖トモ極テ巧手ヲ要スルノ所
ニ於テ抽工ヲ用ユル等ノ事ナキ機器ニ受負人ナ督責ス
工役長ノ前ニ於テス〇第五十五條 受負人馬タル工事
ノ監視法ハ材料ノ良否工作ノ方法ヲ精査シ其約定面ト
連携セサルヤ否ナ視察スルニ在テ職工ノ監督ニ至テハ
其ノ任スル所ニアラスト雖トモ極テ巧手ヲ要スルノ所
ニ於テ抽工ヲ用ユル等ノ事ナキ機器ニ受負人ナ督責ス
可シ (工兵方面定員表略ス)

紳任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

任

時事新報

九

讀者諸君ハ近日ノ本紙面コテ定メテ承知セラレシナラ

シ過載兩宮汗事件ニ就キ英露ノ交際將ニ破レントスル

勢アルニ當リ英國ハ其信號旗ヲ朝鮮所屬ノ巨文島ニ打

ニ立テ目下現ニ之ヲ占領シ居レリ然ルヨ國ハ英國ノ

所為ナ默認セズ近來頻々濟州島ノ周圍ニ出没シ正ニ

之ヲ占領セントスルが如クシテ未だ全ク其事ナ果セバ

ルハ地理上ノ便宜ナ間リ一轉シテ他ニ根據ナボムルノ

意ニアモアフンカ、兎ニ角今日ノ勢ニテハ英露ノ軍艦

九州近海ヨ出沒スルガ故ニ我國ノ如キモ前年德川政府

ノ時代ニ露艦ノ海兵が對州ニ上陸シテ占領ノ勢ナリ

タルヲアル等ナ思ヒ合ハスレバ大ニ戒心セザルナ得ズ

意ニアモアフンカ、兎ニ角今日ノ勢ニテハ英露ノ軍艦

不安ノ威脅ナ惹キ起ヌラン云々ト論シタル等ナ見テ

モ我輩ノ今日ニ戒心スルハ決シテ遇慮ニ非ザル可シ斯

クテ戒心最中ノ我輩ヨリ觀察スルヨ今ノ蒸氣ノ世ノ中

ナリトスレニ我國有名ノ石炭坑ハ高島、三池、唐津等孰

レモ九州ノ一偏隅ニ僻在スルガ故ニ萬一ノ場合ナ想像

シテ外國船ガ九州近海ニ出没シ時ニ我船艦ノ通行ナ阻

スル様ノ事アリタリト假定セシニ此時若シ九州ノ西南

ノ船橋既に登陸スル鐵道又中國ノ西端ニリ東ノ方、京

坂地方ニ聯絡スル鐵道ノ有ラザリセバ差當リ石炭ノ供

給ハ欠乏ナ感スルヨナントモ云フベカラズ但シ下の關

ハ船車海陸諸路輻湊ノ地ニシテ又兵備上ノ要地タリ

海ニ陸ニ此地ノ兵備ノ堅固ナルベキハ無論ノ事ニシテ

兵備既ニ成ル上ハ鐵道東方ヨリ來リテ此海峽ニ達シ此

處コテ釣橋ニ由リテ數丁先キノ九州ニ越ルカ成ハ當分

ノ内ハ波シ船ナ用ルカシテ前岸ニ渡リ上ガリ更ニ其線

路ナ延ハシテ九州全海岸有用ノ地方ニ往來スルヲハ甚

タ容易ニシテ又甚々安全ナラム斯ダク前岸ニ渡リ上ガリ

コ自在ナル上ハ一朝ノ危急ニ際シテ九州ノ海面敵船ノ

合テ下ノ亞細亞其新成ノ鐵道ニ苗ヶ思フ所ニ往復シ得

テアモハシタルノ事ナシテ我守ル所ナ守ル

コナ得ベシ左レハ今日ニ當テハ東京ヨリ大坂・大阪ヨ

リ又中國筋ニ接シテ九州ニ達スルノ鐵道ナ建設スルヲ

ノ不便ナ感ニ斯ダクハ成ラシトテ夜ノ内ニ一起工ノ合

日本支那朝鮮安南邊ノ海上風雲日々暴烈シク波濤日々高

○支那鐵道局長 開拓牧野成行氏

裁判所ニ於て第三期株木販賣裁

○支那駐在米國公使 ナヤール

Deby) がヨンラツセヨン

ヒ米國公使に任じるよしハ本

シが今同氏の履歴と聞くに氏ノ

三国の賞牌と得るが是迄同枝

ロニヤ州ボート・トール郡に生

れシワにて教育を受け同校に生

せんとせり斯くて同政府に之に

の鐵山に入り本業の後ス

委玄居り造り今後の榮任ありカ

リーフに於て教育を受け同校に生

去り鐵山技術と歐洲に求先新法

戰爭の時、氏ニ中佐となりイエ

リード会社より頼して鐵山砦ニ

三四十名と雇ひ足する少んと云

の鐵山に就て實地検分を遂ぐる

の如く速い人の傳授する技術

の如く速い人の傳授する技術

方法と知り頼て歐洲人に依頼せり

リのデベーッ新聞に見ゆ

○増体の贈 諸官衙の屬官ハ斧

五圓下等給六十圓)より十等屬

附せられし職事の件数は二十

犯則に係るものにして此程憑證

何の